

第3回海南市・下津町合併協議会

会 議 資 料

日 時：平成15年 8月11日(月)午後2時00分から

場 所：下津町民交流センター ふれあいホール

第3回海南省・下津町合併協議会 会議次第

日 時 平成15年 8月11日（月）午後2時00分から
場 所 下津町民交流センター ふれあいホール

1．開 会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の選出

4．協議事項

- | | |
|----------|-------------------------|
| 協議第 5号の2 | 新市の名称について（継続協議） |
| 協議第 9号 | 条例、規則等の取扱いについて |
| 協議第10号 | 慣行の取扱いについて |
| 協議第11号 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 協議第12号 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて |

5．議案事項

- | | |
|--------|-----------------------|
| 議案第 7号 | 新市の名称に関する小委員会設置要綱について |
|--------|-----------------------|

6．次回協議事項

7．合併協議会の開催日程

8．閉 会

配付資料一覧

協議事項

協議第 5号の2	新市の名称について(継続協議)	1
協議第 9号	条例、規則等の取扱いについて	2
協議第 10号	慣行の取扱いについて	5
協議第 11号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	10
協議第 12号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	18

議案事項

議案第 7号	新市の名称に関する小委員会設置要綱について	26
--------	---------------------------------	----

次回協議事項	28
------------------	----

合併協議会の開催日程	29
----------------------	----

4 . 協 議 事 項

新市の名称について（継続協議）

新市の名称について、次のとおり提案する。

協定項目	3 . 新市の名称
調整方針	新市の名称は、公募によるものとする。 新市の名称の公募方法、選定基準及び候補の選定等については、小委員会に付託する。

平成15年8月11日提出

海南市・下津町合併協議会
会長 藤本 洋

平成15年8月11日確認

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	12. 条例、規則等の取扱い
調整方針	<p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定施行させるもの。</p> <p>(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。</p> <p>(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。</p>

平成15年8月11日提出

海南省・下津町合併協議会
会長 藤本 洋

平成15年8月11日確認

海南省・下津町合併協議会の調整内容

協議第9号関係

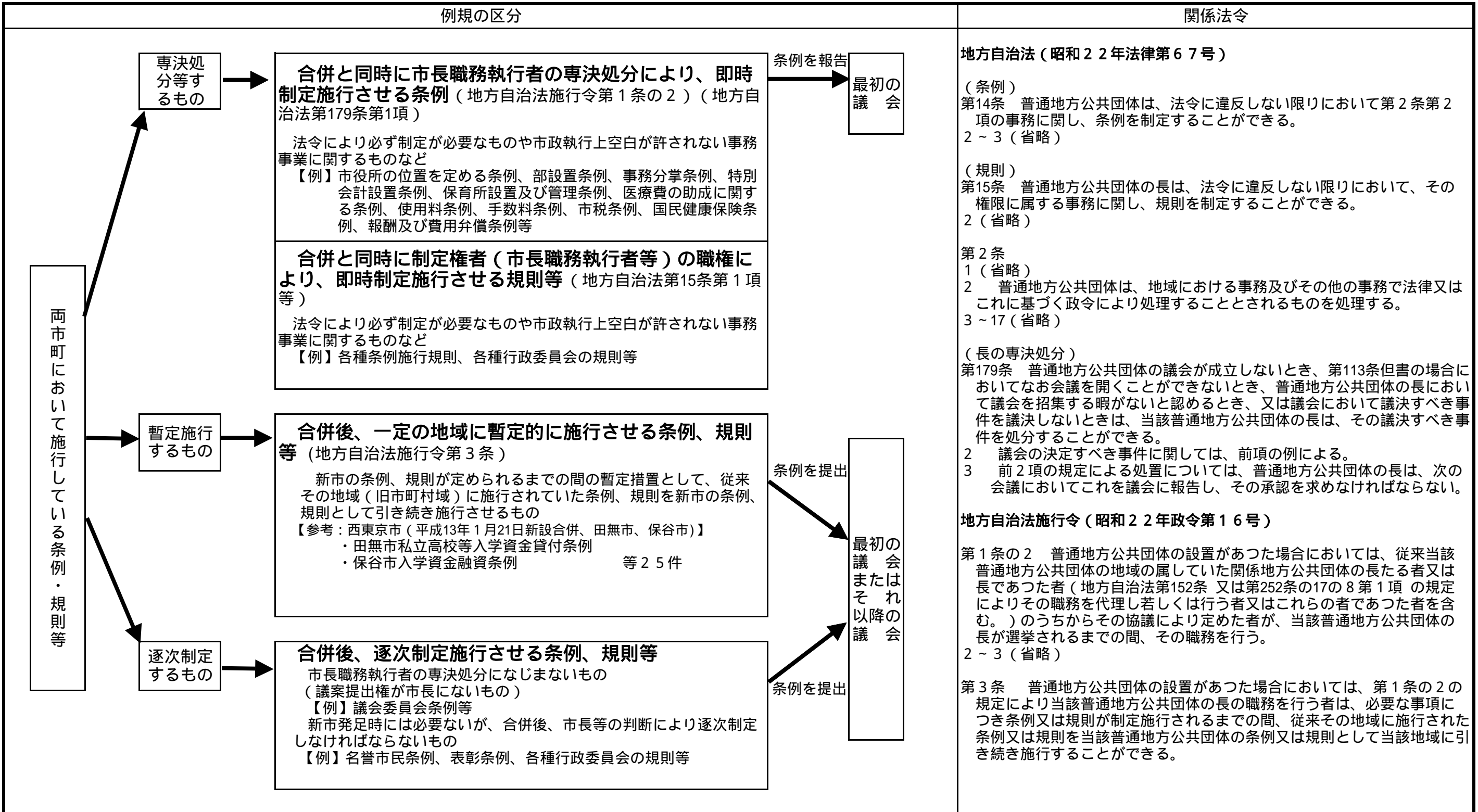
協 定 項 目	12. 条例、規則等の取扱い
---------	----------------

現 状	具体的な調整方針																					
<p>例規集に登載されている条例等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">海 南 市</th> <th style="text-align: center;">下 津 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">条 例</td> <td style="text-align: center;">1 8 2 件</td> <td style="text-align: center;">1 3 5 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規 則</td> <td style="text-align: center;">2 7 0 件</td> <td style="text-align: center;">8 6 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規 程</td> <td style="text-align: center;">5 3 件</td> <td style="text-align: center;">4 5 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要 綱</td> <td style="text-align: center;">3 件</td> <td style="text-align: center;">1 8 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">1 9 件</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">5 2 7 件</td> <td style="text-align: center;">2 8 6 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成15年1月20日現在)</p>	区分	海 南 市	下 津 町	条 例	1 8 2 件	1 3 5 件	規 則	2 7 0 件	8 6 件	規 程	5 3 件	4 5 件	要 綱	3 件	1 8 件	その他	1 9 件	2 件	合 計	5 2 7 件	2 8 6 件	<p>合併と同時に、海南省と下津町の法人格が消滅するため、両市町の条例、規則等は全て失効することになる。 そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し施行する必要がある、その取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>制定施行の区分</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定施行させるもの。</p> <p style="padding-left: 20px;">条例 市長職務執行者（地方自治法施行令第1条の2）の専決処分（地方自治法第179条第1項）により制定し施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">規則等 制定権者（新市の市長職務執行者等）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項等）</p> <p>(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。 新市の条例、規則が定められるまでの間の暫定措置として、従来その地域（旧市町村域）に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行させる。 （地方自治法施行令第3条）</p> <p>(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。</p> <p style="padding-left: 20px;">新市の市長職務執行者の専決処分になじまないもの。</p> <p style="padding-left: 20px;">新市発足時には必要ないが逐次制定しなければならないもの。</p>
区分	海 南 市	下 津 町																				
条 例	1 8 2 件	1 3 5 件																				
規 則	2 7 0 件	8 6 件																				
規 程	5 3 件	4 5 件																				
要 綱	3 件	1 8 件																				
その他	1 9 件	2 件																				
合 計	5 2 7 件	2 8 6 件																				

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第9号関係

協 定 項 目	12 . 条例、規則等の取扱い
---------	-----------------



慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	19. 慣行の取扱い
調整方針	市章、市民憲章、市の木、市の花、市の鳥、市の魚、市の歌、都市宣言及び表彰については、新市において調整する。

平成15年8月11日提出



海南省・下津町合併協議会
会長 藤本 洋

平成15年8月11日確認

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第10号関係

協 定 項 目	19. 慣行の取扱い
---------	------------

現 状		
項 目	海 南 市	下 津 町
市町村章	<p>市章（昭和9年8月5日制定）</p>  <p>海南の海を表し、市の将来の発展を期して、未広がり扇形にまとめられている。</p>	<p>町章（昭和30年7月4日制定）</p>  <p>周りにはシモツを配して、これを円形と翼形とにまとめ町内の融和団結と町勢の飛躍発展とを端的に表現している。</p>
市町村民憲章	<p>海南市市民憲章（昭和55年1月15日制定）</p> <p>わたしたちのまち海南は、万葉のいにしえより美しい自然に恵まれ、豊かな産業を育てながら栄えてきました。</p> <p>いまは、伝統のある数々の地場産業に加え、近代産業が栄え、さらに商業も活気に満ち、文化の高揚とともに、今後いっそう調和のとれた発展が期待されています。</p> <p>私たち市民は、このまちに住むことの誇りと希望をもち、明るく、住みよい海南をめざして、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>私たちは、</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然を愛し、美しいまちをつくります。 心身をきたえ、明るいまちをつくります。 仕事にはげみ、豊かなまちをつくります。 人権をとうとび、あたたかいまちをつくります。 世界とむすび、伸びゆくまちをつくります。 	<p>市町村民憲章 規定なし</p>

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第10号関係

協 定 項 目	19. 慣行の取扱い
---------	------------

項 目	現 状	
	海 南 市	下 津 町
市の木・花・鳥・魚・歌	<p>市の木：ヤマモモ（昭和51年4月制定）</p> <p>市の花：サツキ（昭和51年4月制定）</p> <p>市の鳥：ホオジロ（昭和46年9月制定）</p> <p>市の魚：規定なし</p> <p>市の歌：海南市歌（昭和9年5月1日制定）</p> <p><small>にいじお かおり</small> 一 新潮の 香ゆたかに</p> <p><small>なんぶう</small> 南風の そよ吹くところ</p> <p><small>とこはる</small> 常春の 光みなぎる</p> <p>我等の市 輝く海南</p> <p><small>あめつち めくみ きお</small> 二 天地の 恵に勢い</p> <p>産業の 花咲くところ</p> <p><small>はつらつ せいき</small> 澁刺と 生氣あふるる</p> <p><small>さか</small> 我等の市 栄ゆく海南</p> <p><small>きず</small> 三 築きなす いしずえ固く</p> <p><small>あいより</small> 相寄て いそしむところ</p> <p><small>やくしん ちから</small> 躍進の 力ぞおどる</p> <p>我等の市 <small>の</small> 伸びゆく海南</p>	<p>町の木：さくら（昭和62年10月制定）</p> <p>町の花：みかんの花（昭和62年10月制定）</p> <p>町の鳥：ウグイス（昭和62年10月制定）</p> <p>町の魚：はも（昭和62年10月制定）</p> <p>町の歌：下津町町歌（昭和48年1月19日制定）</p> <p><small>きい さつき</small> 一 紀伊の五月は 花みかん</p> <p><small>かおる こがね</small> 薫る下津の 山々に 冬は黄金の 灯がともる</p> <p>枝もたわわに 心つくしてみのらせて</p> <p>みかんの下津 色も香も下津</p> <p><small>もつ</small> 二 紀伊の熊野の 詣で道</p> <p><small>やしる</small> 古い社や 仏たち 光るまどかな 風にのり</p> <p>鳥は飛ぶ飛ぶ 加茂の川瀬を見おろしに</p> <p>文化の下津 咲きにおう下津</p> <p>三 紀伊の海原 黒潮を</p> <p>あびて育った 血がうづく 深い入江に 船の影</p> <p>旗はひらめく 明日の世界の潮風に</p> <p>船出だ下津 開けゆく下津</p>

海南省・下津町合併協議会の調整内容

協議第10号関係

協 定 項 目	19. 慣行の取扱い
---------	------------

現 状		
項 目	海 南 市	下 津 町
都市宣言	<p>暴力追放都市宣言（昭和40年6月28日）</p> <p>人権尊重都市宣言（昭和49年12月21日）</p> <p>核兵器廃絶平和都市宣言（昭和63年7月5日）</p> <p>世界連邦平和都市宣言（昭和34年10月6日）</p> <p>不良文化財追放都市宣言（昭和38年10月28日）</p> <p>交通安全都市宣言（昭和49年12月21日）</p> <p>青少年健全育成都市宣言（平成2年9月28日）</p> <p>労働時間短縮を求める海南省ゆとり宣言（平成3年3月20日）</p>	<p>暴力追放都市宣言（昭和60年9月10日）</p> <p>人権を守る町下津町宣言（平成元年4月14日）</p> <p>核兵器廃絶平和下津町宣言（昭和62年3月31日）</p>

海南省・下津町合併協議会の調整内容

協議第10号関係

協 定 項 目	19. 慣行の取扱い
---------	------------

現 状		
項 目	海 南 市	下 津 町
表彰	<p>海南省名誉市民条例</p> <p>社会の進歩、文化の発展に功績が顕著な市民又は市の縁故者で郷土の誇りとなるもので、議会の同意を得て表彰する。</p> <p>文化賞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海南省文化表彰規程 文化の向上発展に特に顕著な功績を示し、海南省の誇りに値すると認められるものに対して表彰する。 ・ 海南省建築文化賞表彰規程 美しい街並み景観の形成を進めるため、海南省の街づくりに調和した市民に親しまれる美しい又は優れた建築物又は構築物を表彰する。 <p>行政功労者・善行者表彰 海南省表彰規程 本市の自治の振興並びに公共の福祉増進に功績のあった者、その他市民の模範となるべき者を表彰する。</p>	<p>名誉市町村民条例 規定なし</p> <p>文化賞 規定なし</p> <p>行政功労者・善行者表彰 下津町表彰規程 公共の福祉増進に功績のあった者、その他広く町民の模範となるべき者を表彰する。</p>

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整方針	

平成15年8月11日提出

海南省・下津町合併協議会
会長 藤本 洋

平成 年 月 日確認

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第 1 1 号関係

協 定 項 目	7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い
---------	---------------------

新設合併の場合、両市町の法人格は消滅するので、両市町の議会の議員はすべて身分を失うこととなります。このため地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか、合併特例法の規定に基づく定数特例又は在任特例を適用するかを協議します。

海 南 市 ・ 下 津 町 の 現 況			
海 南 市	下 津 町		
(1) 議員の定数 22名	(1) 議員の定数 16名		
(2) 任期 平成15年5月1日から平成19年4月30日まで	(2) 任期 平成15年4月27日から平成19年4月26日まで		
(3) 報酬月額 議長54万円 副議長48万円 議員44万円	(3) 報酬月額 議長30万円 副議長24万5千円 議員22万5千円		

区 分	合併特例法を適用しない場合(原則)	合併特例法第6条による方法(定数特例)	合併特例法第7条による方法(在任特例)
1 議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。
2 任 期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間 (合併特例法第7条第1項)
3 定 数	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項) 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 <u>人口 5万以上10万未満の市 30人</u> (地方自治法第91条第2項)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。(合併特例法第6条第1項) <u>合併後の人口が5万以上10万未満の場合 = 30人</u> <u>2倍を超えない範囲 30人×2 = 60人以内</u> この特例による定数は、議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。(合併特例法第6条第1項)	合併関係市町村の議員数が、地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。(合併特例法第7条第1項) <u>2市町議員数(現況) 38名</u>
4 選 挙 期 日	市の設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	市の設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 選挙すべき議員の数	定数に同じ(30人以内)	定数の2倍以内(60人以内)	

海南市・下津町合併協議会の調整内容

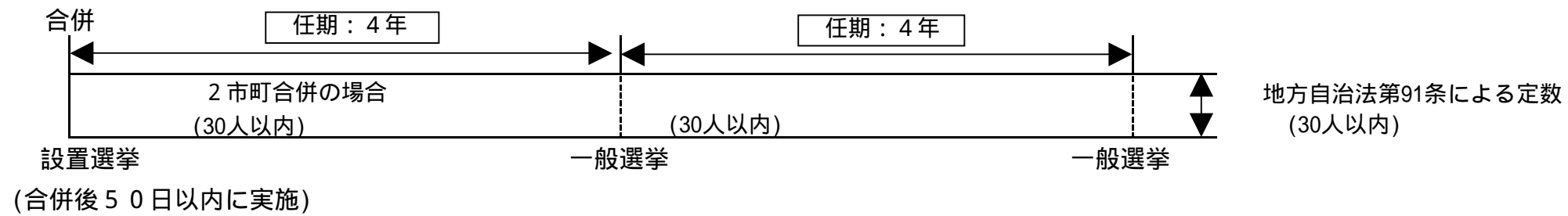
協議第11号関係

協 定 項 目	7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い
---------	---------------------

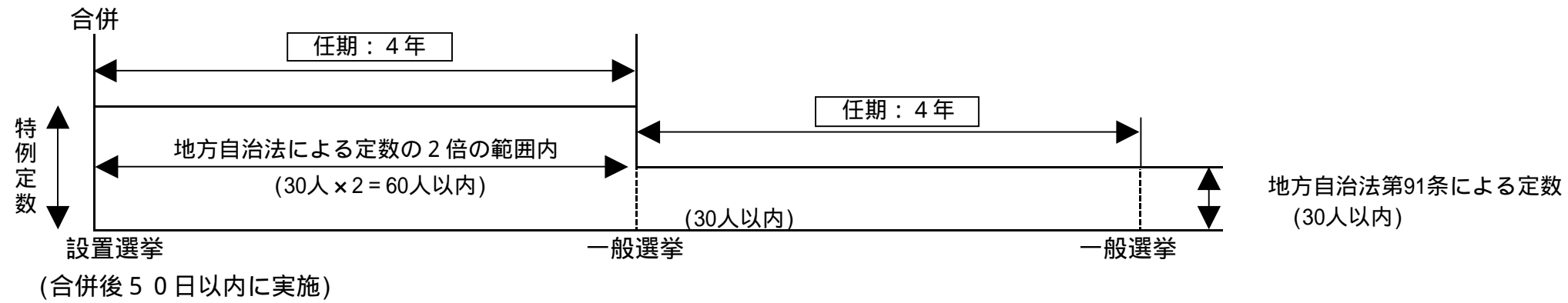
議員の定数特例及び在任特例

新設合併

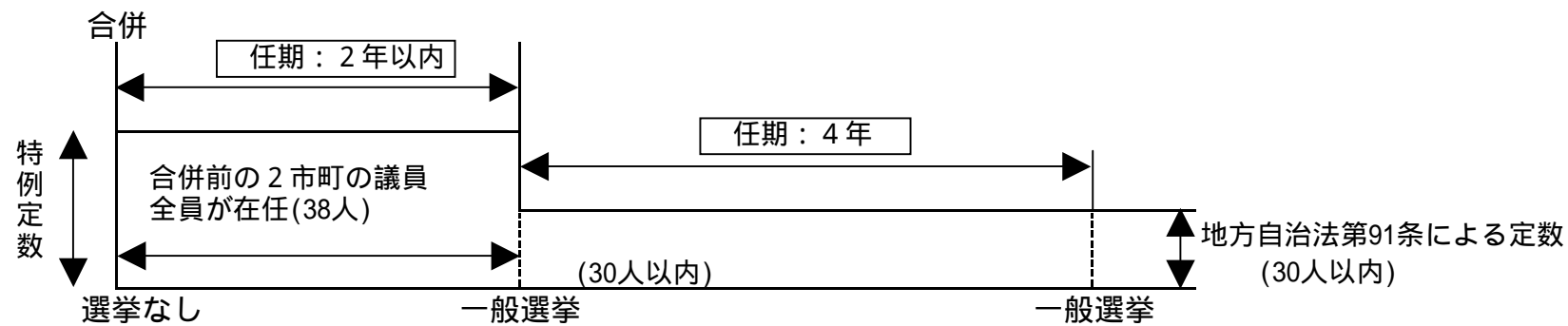
【原則】



【定数特例（法第6条第1項）】設置の際に、地方自治法第91条第2項の定数の2倍まで定数を増加することができる。



【在任特例（法第7条第1項）】旧市町村の議員は、合併後2年以内は新市の議員でいることができる。



海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第 1 1 号関係

協 定 項 目	7 . 議会の議員の定数及び任期の取扱い
---------	----------------------

<p>1 . 検討項目</p> <p>適用区分</p> <p>設置選挙 (原則)</p> <p>定数特例 (合併特例法第 6 条)</p> <p>在任特例 (合併特例法第 7 条)</p> <p>設置選挙の場合</p> <p>イ . 議員定数について</p> <p style="margin-left: 20px;">30 人以内で協議の上決定しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">廃置分合により新たに市町村が設置される場合、合併前に市町村で協議し、議決の上、告示しなければならない。</p> <p style="text-align: right; margin-left: 20px;">(地方自治法第 9 1 条第 7 項 ~ 第 1 0 項)</p> <p>ロ . 選挙区について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第 1 5 条第 6 項の選挙区を設けるかどうか。 ・選挙区を設ける場合の定数配分をどうするか。 <p>定数特例の場合</p> <p>イ . 議員定数について</p> <p style="margin-left: 20px;">法定数の上限の 2 倍以内 30 人 × 2 = 60 人以内で協議の上決定。</p> <p>ロ . 選挙区について</p> <p style="margin-left: 20px;">上記 のロに同じ。</p> <p>ハ . 特例期間経過後、最初に行われる選挙の際の議員定数を協議の上決定。</p> <p style="margin-left: 20px;">上記 のイに同じ。</p> <p>在任特例の場合</p> <p>イ . 在任期間</p> <p style="margin-left: 20px;">2 年以内で協議の上決定。</p> <p>ロ . 選挙区について</p> <p style="margin-left: 20px;">上記 のロに同じ。</p> <p>ハ . 特例期間経過後、最初に行われる選挙の際の議員定数を協議の上決定。</p> <p style="margin-left: 20px;">上記 のイに同じ。</p>	<p>2 . 事例</p> <p>(1) 合併特例法を適用しない設置選挙例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法定合併協議会名</th> <th rowspan="2">関係市町村数</th> <th rowspan="2">合併予定期日</th> <th colspan="2">議 員 定 数</th> <th rowspan="2">新市町村の人口(人)</th> </tr> <tr> <th>合併前(関係市町村の定数合計)(人)</th> <th>合併後(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御前崎町・浜岡町合併協議会(静岡県)</td> <td>2 町</td> <td>H16.3</td> <td>2 9</td> <td>1 8 (2 6)</td> <td>36,059</td> </tr> <tr> <td>峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(京都府)</td> <td>6 町</td> <td>H16.3.1</td> <td>1 0 2</td> <td>3 0 (3 0)</td> <td>65,578</td> </tr> <tr> <td>柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会(兵庫県)</td> <td>6 町</td> <td>H16.11.1</td> <td>9 6</td> <td>3 0 (3 0)</td> <td>72,862</td> </tr> <tr> <td>観音寺市・山本町・大野原町・豊中町・豊浜町・財田町合併協議会(香川県)</td> <td>1 市 5 町</td> <td>H17.3.1</td> <td>8 9</td> <td>3 0 (3 0)</td> <td>90,786</td> </tr> <tr> <td>南部町・南部川村合併協議会(和歌山県)</td> <td>2 町</td> <td>H16.10.1</td> <td>2 8</td> <td>1 6 (2 2)</td> <td>14,734</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">議員定数の()の数は、合併後の法定上限数</p> <p>(2) 定数特例適用例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法定合併協議会名</th> <th rowspan="2">関係市町村数</th> <th rowspan="2">合併予定期日</th> <th colspan="3">議 員 定 数</th> <th rowspan="2">新市町村の人口(人)</th> </tr> <tr> <th>合併前(関係市町村の定数合計)(人)</th> <th>特例による定数(人)</th> <th>特例後の定数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)</td> <td>1 市 4 町 3 村</td> <td>H16.4.1</td> <td>1 0 6</td> <td>3 8</td> <td>2 6 (3 0)</td> <td>61,635</td> </tr> <tr> <td>東宇和・三瓶町合併協議会(愛媛県)</td> <td>5 町</td> <td>H16.3.31 までの日</td> <td>7 8</td> <td>3 1</td> <td>未定 (2 6)</td> <td>47,217</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">議員定数の上段は定数特例による議員数、()の数は合併後の法定上限数</p>	法定合併協議会名	関係市町村数	合併予定期日	議 員 定 数		新市町村の人口(人)	合併前(関係市町村の定数合計)(人)	合併後(人)	御前崎町・浜岡町合併協議会(静岡県)	2 町	H16.3	2 9	1 8 (2 6)	36,059	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(京都府)	6 町	H16.3.1	1 0 2	3 0 (3 0)	65,578	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会(兵庫県)	6 町	H16.11.1	9 6	3 0 (3 0)	72,862	観音寺市・山本町・大野原町・豊中町・豊浜町・財田町合併協議会(香川県)	1 市 5 町	H17.3.1	8 9	3 0 (3 0)	90,786	南部町・南部川村合併協議会(和歌山県)	2 町	H16.10.1	2 8	1 6 (2 2)	14,734	法定合併協議会名	関係市町村数	合併予定期日	議 員 定 数			新市町村の人口(人)	合併前(関係市町村の定数合計)(人)	特例による定数(人)	特例後の定数(人)	三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)	1 市 4 町 3 村	H16.4.1	1 0 6	3 8	2 6 (3 0)	61,635	東宇和・三瓶町合併協議会(愛媛県)	5 町	H16.3.31 までの日	7 8	3 1	未定 (2 6)	47,217
法定合併協議会名	関係市町村数				合併予定期日	議 員 定 数		新市町村の人口(人)																																																							
		合併前(関係市町村の定数合計)(人)	合併後(人)																																																												
御前崎町・浜岡町合併協議会(静岡県)	2 町	H16.3	2 9	1 8 (2 6)	36,059																																																										
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(京都府)	6 町	H16.3.1	1 0 2	3 0 (3 0)	65,578																																																										
柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会(兵庫県)	6 町	H16.11.1	9 6	3 0 (3 0)	72,862																																																										
観音寺市・山本町・大野原町・豊中町・豊浜町・財田町合併協議会(香川県)	1 市 5 町	H17.3.1	8 9	3 0 (3 0)	90,786																																																										
南部町・南部川村合併協議会(和歌山県)	2 町	H16.10.1	2 8	1 6 (2 2)	14,734																																																										
法定合併協議会名	関係市町村数	合併予定期日	議 員 定 数			新市町村の人口(人)																																																									
			合併前(関係市町村の定数合計)(人)	特例による定数(人)	特例後の定数(人)																																																										
三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)	1 市 4 町 3 村	H16.4.1	1 0 6	3 8	2 6 (3 0)	61,635																																																									
東宇和・三瓶町合併協議会(愛媛県)	5 町	H16.3.31 までの日	7 8	3 1	未定 (2 6)	47,217																																																									

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第11号関係

協 定 項 目	7 . 議会の議員の定数及び任期の取扱い
---------	----------------------

(3) 在任特例適用例

新市町村名	関係市町村数	合併期日	特例期間	議 員 定 数		新市町村の人口(人)
				特例期間の定数(人)	特例後の定数(人)	
西東京市(東京都)	2市	H13.1.21	2年間	46	30 ¹ (34)	180,885
さいたま市(埼玉県)	3市	H13.5.1	2年間	101	64 (72)	1,024,053
さぬき市(香川県)	5町	H14.4.1	1年2月間	66	26 (30)	57,772
南アルプス市(山梨県)	4町2村	H15.4.1	1年11月間	95	30 (30)	70,116
山県市(岐阜県)	2町1村	H15.4.1	1年1月間	42	22 (26)	30,951
静岡市(静岡県)	2市	H15.4.1	2年間	77	56 (56)	706,513
東かがわ市(香川県)	3町	H15.4.1	2年間	44	未定 (26)	37,760
宗像市(福岡県)	1市1町	H15.4.1	1年7月間	38	22 ² (30)	91,147
周南市(山口県)	2市2町	H15.4.21	2年間	78	34 (34)	157,383
瑞穂市(岐阜県)	2町	H15.5.1	1年間	33	20 (26)	46,571

議員定数の上段は在任特例後の議員定数、()の数は合併後の法定上限数

- 1 在任特例後最初の選挙に限り36人
- 2 在任特例後最初の選挙に限り24人

(4) 定数例

市町村名	人口(人)	議員定数(人)
長浜市 (滋賀県)	60,104	22
近江八幡市 (滋賀県)	68,366	24
福知山市 (京都府)	68,098	26
京田辺市 (京都府)	59,577	21
高石市 (大阪府)	62,260	17
泉南市 (大阪府)	64,152	23
赤穂市 (兵庫県)	52,077	24
加西市 (兵庫県)	51,104	20
桜井市 (奈良県)	63,248	20
香芝市 (奈良県)	63,487	20
橋本市 (和歌山県)	55,071	18
田辺市 (和歌山県)	70,360	20

(5) 選挙区の設置例

法定合併協議会名	関係市町村数	合併予定期日	議員定数	選挙区設置の内容	市町村の人口(人)
三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)	1市4町3村	H16.4.1	定数特例で38人、定数特例後は26人。 (30)	新市の設置後最初に行われる選挙は、三次市20人、君田村2人、布野村2人、作木村2人、吉舎町3人、三良坂町3人、三和町3人、甲奴町3人	61,635

議員定数の()の数は、合併後の法定上限数

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第11号関係

協 定 項 目 7 . 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村議会議員の定数及び任期に関する関係法令 (抜粋)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村議会議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 人口2千未満の町村 | 12 人 |
| (2) 人口2千以上5千未満の町村 | 14 人 |
| (3) 人口5千以上1万未満の町村 | 18 人 |
| (4) 人口1万以上2万未満の町村 | 22 人 |
| (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26 人 |
| (6) 人口5万以上10万未満の市 | 30 人 |
| (7) 人口10万以上20万未満の市 | 34 人 |
| (8) 人口20万以上30万未満の市 | 38 人 |
| (9) 人口30万以上50万未満の市 | 46 人 |
| (10) 人口50万以上90万未満の市 | 56 人 |
| (11) 人口90万以上の市 | 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人) |

3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。

4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(任期)

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 (省略)

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第11号関係

協 定 項 目 7 . 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村議会議員の定数及び任期に関する関係法令 (抜粋)

公職選挙法 (昭和25年法律第100号)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

1~5(省略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

1~2(省略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4~5(省略)

(設置選挙)

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない

(地方公共団体の議会の議員の任期の起算)

第258条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは議員がすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第11号関係

協 定 項 目	7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い
---------	---------------------

市町村議会議員の定数及び任期に関する関係法令（抜粋）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2～7(省略)

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併関係市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 (省略)

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

（議会の議員の退職年金に関する特例）

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村（当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。）の議会の議員であった者（同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。）のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日（以下この項において「任期が満了すべき日」という。）前に退職し、かつ、その在職期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上である者であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成14年法律第37号）附則第4条第1項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第161条第2項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「150分の45」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が8年以上9年未満の者	150分の30
在職期間が9年以上10年未満の者	150分の33
在職期間が10年以上11年未満の者	150分の37
在職期間が11年以上12年未満の者	150分の41

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	8 . 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
調整方針	

平成15年8月11日提出

海南市・下津町合併協議会
会長 藤本 洋

平成 年 月 日確認

海南省・下津町合併協議会の調整内容

協議第12号関係

協 定 項 目	8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
---------	------------------------

新設合併の場合、両市町の法人格は消滅するので、両市町の農業委員会の委員はすべて身分を失うこととなります。このため、選挙による委員について、合併特例法に基づく任期等の特例を適用するのか、また、選挙時の定数及び選挙区の必要性等について協議します。

1. 海南省・下津町の農業委員の定数及び任期

区 分	海 南 市	下 津 町	
1 定 数	(1) 選挙による委員の定数	20人 (第1選挙区12人、第2選挙区8人)	15人
	(2) 選任による委員数	6人 (議会推薦4人、農業協同組合推薦1人、 農業共済組合推薦1人)	5人 (議会推薦3人、農業協同組合推薦1人、 農業共済組合推薦1人)
	(3) 合計	26人	20人
2 任 期	平成14年7月20日から平成17年7月19日まで		
3 報 酬	会長 月額39,600円 委員 月額23,700円	会長 年額150,000円 委員 年額100,000円	

海南省第1選挙区の区域・・・黒江、船尾、日方、馬場町、山崎町、名高、鳥居、藤白、築地、冷水、井田、大野中、幡川、山田、重根、扱沢、東畑、別所、阪井、且来、小野田、多田、岡田、南赤坂、北赤坂
 海南省第2選挙区の区域・・・原野、下津野、七山、孟子、高津、別院、野尻、溝ノ口、棕木、野上中、沖野々、木津、次ヶ谷、九品寺、野上新、ひや水、上谷、海老谷、赤沼

2. 海南省・下津町の区域面積、農地面積、基準農家数及び選挙人登録者数

平成15年3月31日現在

区 分	海 南 市	下 津 町	合 計
市町村の区域面積 (ha)	6,135	3,983	10,118
市町村の区域内の農地面積 (ha)	1,070	1,380	2,450
基準農業者数 (戸)	第1選挙区	1,351	2,880
	第2選挙区		
	合計		
選挙人登録者数 (人)	第1選挙区	1,866	6,129
	第2選挙区		
	合計		

海南省・下津町合併協議会の調整内容

協議第12号関係

協 定 項 目	8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
---------	------------------------

5. 検討項目

適用区分

設置選挙（原則）

任期等の特例（合併特例法第8条）

設置選挙の場合・・・当該農業委員会の設置の日から50日以内に選挙

イ．選挙による委員の定数

10人以上30人以下で協議の上決定しなければならない。

ロ．選挙区について

- ・農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の選挙区を設けるかどうか。
- ・選挙区を設ける場合、農業委員会等に関する法律第10条の2第3項の規定に基づく定数配分をどうするか。

任期等の特例の場合

イ．選挙による委員の定数

10人以上35人(海南省20人、下津町15人の合計)以下で協議の上決定しなければならない。

ロ．選挙による委員の任期

任期を1年以内でいつまでとするかを決定しなければならない。

ハ．任期等の特例期間後、最初に行われる選挙の際の委員定数及び選挙区の必要性を協議の上決定。(任意検討事項)

上記のイ及びロに同じ。

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第12号関係

協 定 項 目	8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
---------	------------------------

6. 事例(新設合併)

新市町名	関係市町村名	合併期日	協定内容	新市町名	関係市町村名	合併期日	協定内容
西東京市(東京都)	田無市・保谷市	H13.1.21	【任期等の特例】 市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	静岡市(静岡県)	静岡市・清水市	H15.4.1	【任期等の特例】 新市に一つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
さいたま市(埼玉県)	浦和市・大宮市・与野市	H13.5.1	【任期等の特例】 3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	東かがわ市(香川県)	引田町・白鳥町・大内町	H15.4.1	【任期等の特例】 農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成16年3月31日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
さぬき市(香川県)	津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町	H14.4.1	【任期等の特例】 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	宗像市(福岡県)	宗像市・玄海町	H15.4.1	【任期等の特例】 1. 農業委員会委員の任期については、新市に一つの農業委員会を置き、両市町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。 2. 農業委員会委員の定数については、農地、農家戸数の状況を鑑み十分検討し、新市において決定する。
南アルプス市(山梨県)	八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	H15.4.1	【任期等の特例】 農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	周南市(山口県)	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H15.4.21	【従来の区域を区域とする農業委員会の設置】 2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。
山県市(岐阜県)	高富町・伊自良村・美山町	H15.4.1	【任期等の特例】 新市に一つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	瑞穂市(岐阜県)	穂積町・巣南町	H15.5.1	【任期等の特例】 1. 新市に一つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2. 新市の選挙による委員の定数は20人とする。また、農委法第12条第1項第2号の規定による選任による委員の定数は、4人とする。

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第12号関係

協 定 項 目 8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の委員の定数及び任期に関する関係法令 (抜粋)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3～6 (省略)

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第12号関係

協 定 項 目	8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
---------	------------------------

農業委員会の委員の定数及び任期に関する関係法令（抜粋）

農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法律第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

	区 分	定数の基準
一	(一)その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (二)10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
二	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
三	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

海南市・下津町合併協議会の調整内容

協議第12号関係

協 定 項 目 8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の委員の定数及び任期に関する関係法令 (抜粋)

市町村の合併特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条

1～7 (省略)

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 . 議 案 事 項

議案第7号

新市の名称に関する小委員会設置要綱について

新市の名称に関する小委員会設置要綱について、別紙のとおり提案する。

平成15年8月11日提出

海南市・下津町合併協議会
会長 藤本 洋

平成15年8月11日承認

新市の名称に関する小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海南省・下津町合併協議会小委員会規程第3条第2項及び第10条の規定に基づき、新市の名称に関する小委員会(以下「小委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査、審議等を行うものとする。

- (1) 新市の名称の公募方法に関すること。
- (2) 新市の名称の選定基準に関すること。
- (3) 新市の名称の候補の選定に関すること。
- (4) その他新市の名称の選定に関し必要な事項

(委員)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 海南省・下津町合併協議会規約(以下「規約」という。)規約第7条第1項第2号に定める委員のうち会長が指名した両市町各2人
 - (2) 規約第7条第1項第3号に定める委員のうち会長が指名した両市町各2人
- (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が小委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行する。

6 . 次回協議事項

次回協議事項

新市の事務所の位置について（継続協議）

町、字の区域及び名称の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて

消防団の取扱いについて

7 . 合併協議会の開催日程

合併協議会の開催日程

第6回から第10回までの合併協議会の開催日程は、次のとおり予定しています。

1. 第6回 合併協議会

開催日時 平成15年11月 7日(金)

開催場所 海南市防災センター 3階 研修室

2. 第7回 合併協議会

開催日時 平成15年12月 1日(月)

開催場所 下津町民交流センター ふれあいホール

3. 第8回 合併協議会

開催日時 平成16年 1月 8日(木)

開催場所 海南市防災センター 3階 研修室

4. 第9回 合併協議会

開催日時 平成16年 2月 6日(金)

開催場所 下津町民交流センター ふれあいホール

5. 第10回 合併協議会

開催日時 平成16年 3月 1日(月)

開催場所 海南市防災センター 3階 研修室

メ

モ